

[22] スーダン

1. スーダンの概要と開発課題

(1) 概要

スーダンでは、1955 年以来、北部アラブ系が支配するスーダン政府と南部アフリカ系からなる反政府勢力との間で、第一次スーダン内戦（1955～1971 年）及び第二次スーダン内戦（1983～2005 年）が行われた。2005 年 1 月、南北包括和平合意（CPA：Comprehensive Peace Agreement）が、スーダン政府とスーダン人民解放運動（SPLM：Sudan People's Liberation Movement）との間で署名されることにより、1983 年以降継続してきた第二次南北内戦が終結した。CPA は、南北間の停戦合意にとどまらず、平和の定着に向け、半年間の準備期間と 6 年間の暫定期間を設け、暫定憲法を制定し、自治政府としての南部スーダン政府の発足、選挙などの民主化、南部の分離独立を問う住民投票の実施等を規定している。2005 年以来、スーダン政府は UNMIS や国際社会の支援の下で CPA の履行を進めてきたが、CPA 暫定期間も残り半年を切り、2011 年 1 月の南部独立の是非を問う住民投票の実施を含め、国際社会はスーダンに対する CPA 履行支援を一層積極的に実施している。

スーダン西部のダルフル地域では、2003 年 4 月頃からスーダン政府と反政府勢力との間で戦闘が本格化し、大規模な人道危機が発生し、現在に至るまで、世界最大級の国際的な人道支援活動が継続している。2006 年 5 月には、政府と反政府勢力の間でダルフル和平合意（DPA：Darfur Peace Agreement）が署名されたものの、合意に署名したのは一部の勢力に止まったため、同和平合意の実施は事実上頓挫した。同地域では、2004 年から AU スーダン・ミッション（AMIS：AU Mission in Sudan）が派遣されていたが、これに代わり 2008 年より UNAMID が展開し、文民保護と人道支援のための治安維持活動を行っている。一方、和平交渉については、国連・AU 合同調停者とカタール政府が仲介役となってドーハで交渉が進められているが、いまだ具体的な成果を得るには至っていない。2009 年 3 月、国際刑事裁判所（ICC）はバシール大統領に対し、ダルフルにおける人道に対する罪及び戦争犯罪の容疑で逮捕状を発付し、さらに 2010 年 7 月、ジェノサイド罪を追加した。同地域では、依然として政府軍と反政府武装勢力との戦闘や部族間抗争が続き、人道支援関係者に対する誘拐や強盗事件も発生しており、人道状況は劣悪な状態が続いている。

スーダン政府と反政府勢力である東部戦線との間の紛争が継続していた東部スーダンでは、2006 年 10 月に東部スーダン和平合意（ESPA：East Sudan Peace Agreement）が署名され、権力の配分、富の配分、治安措置につき一定の進展をみせた。しかし、いまだ復興・開発から取り残され、地元住民の不満が高まりつつあるため、スーダン政府及び国際社会は、援助だけでなく民間投資も巻き込んだ東部の復興・開発に着手しつつある。

経済面では、農業生産（綿花、ソルガム、胡麻、アラビア・ゴム、砂糖、畜産等）が盛んであり、近隣諸国に農産物の輸出を行っているほか、豊富な鉱物資源（石油、金、マンガン）の開発及び輸出による経済開発を実施している。日産約 50 万バレルに達する石油は中国を中心としたアジア諸国に輸出されている。他方、農業生産性の向上、石油収入に過度に依存した産業構造の多様化及び巨額の対外債務の解消が課題となっている。スーダンは重債務貧困国であり、拡大 HIPC イニシアティブの対象国である。しかし、現時点では、PRSP が未策定であり、かつ、IMF・世界銀行に対し多額の延滞を抱えているため、IMF・世界銀行の融資を受けながら経済改革プログラムを行う状況が整っておらず、債務救済プロジェクトも進んでいない。

(2) 開発計画

(イ) 世界銀行や国連などの協力の下にスーダン政府と SPLM が作成したスーダン合同評価ミッション（JAM）報告書は、包括和平合意（CPA）で定めた 6 年間の暫定期間（2005～2011 年）における南北スーダンの復興開発ニーズをふまえた復興開発計画の枠組みである。JAM は、平和の定着、MDGs 達成に向けた経済成長・貧困削減、人間開発のための条件を示している。第 1 フェーズ（2005～2007 年）では、平和の定着、能力強化、人々の生活の目に見える改善に重点を置いており、第 2 フェーズ（2008～2011 年）では、MDGs 達成に向けてこれらの努力を加速するとしている。

(ロ) 他方、JAM で特定されたニーズ以外にも、ダルフルの復興、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、対外債務の解消等、相当の資金需要があるとされており、それらをもふまえつつ、2007 年、スーダン国民統一政府は 5 か年開発戦略（2007～2012 年）を策定した。主な戦略目標は、①民間セクター支援を通じた持続的な経済成長、②CPA、DPA、ESPA の履行を通じた平和と安定、③帰還民、紛争被害者に対する基礎サービス緊急支援を通じた貧困削減、MDGs の達成、④説明責任、良い統治、法の支配強化、

スーダン

⑤国・州レベルの公共機関及び市民社会の能力開発である。さらに、南部スーダン政府は、2007年に予算セクター改革（2008～2010年）を主要10セクター（アカウンタビリティ、経済基盤、教育、保健、インフラ、天然資源、行政、法の支配、治安、社会・人道）において策定した。本計画を基に南部スーダン政府と国際機関やその他のドナーにより構成される各セクターの作業グループを通じて毎年の予算を計画している。

表－1 主要経済指標等

指 標		2008年	1990年
人 口	(百万人)	41.3	27.1
出生時の平均余命	(年)	58	53
G N I	総 額 (百万ドル)	52,380.30	11,408.65
	一人あたり (ドル)	1,120	480
経済成長率	(%)	6.8	-5.5
経常収支	(百万ドル)	-1,313.55	-372.25
失 業 率	(%)	-	-
対外債務残高	(百万ドル)	19,632.73	14,761.96
貿 易 額 ^(注1)	輸 出 (百万ドル)	12,163.34	499.00
	輸 入 (百万ドル)	10,848.90	876.80
	貿易収支 (百万ドル)	1,314.44	-377.80
政府予算規模(歳入)	(百万スーダン・ディナール)	-	-
財政収支	(百万スーダン・ディナール)	-	-
債務返済比率 (DSR)	(対GNI比, %)	0.7	0.4
財政収支	(対GDP比, %)	-	-
債務	(対GNI比, %)	78.2	-
債務残高	(対輸出比, %)	295.9	-
教育への公的支出割合	(対GDP比, %)	-	8.5
保健医療への公的支出割合	(対GDP比, %)	-	-
軍事支出割合	(対GDP比, %)	-	2.6
援助受取総額	(支出純額百万ドル)	2,383.58	813.13
面 積	(1000km ²) ^(注2)	2,506	
分 類	D A C	後発開発途上国 (LDC)	
	世界銀行等	iii/低所得国	
貧困削減戦略文書 (PRSP) 策定状況		-/HIPC	
その他の重要な開発計画等		スーダン合同評価ミッション	

注) 1. 貿易額は、輸出入いずれもFOB価格。

2. 面積については“Surface Area”の値（湖沼等を含む）を示している。

表－2 我が国との関係

指 標		2009年	1990年
貿易額	対日輸出 (百万円)	100,436.28	4,835.09
	対日輸入 (百万円)	9,764.31	6,636.36
	対日収支 (百万円)	90,671.97	-1,801.28
我が国による直接投資	(百万ドル)	-	-
進出日本企業数		-	1
スーダンに在留する日本人数	(人)	129	71
日本に在留するスーダン人数	(人)	212	35

スーダン

表－3 主要開発指数

開 発 指 標		最新年	1990年
極度の貧困の削減と飢饉の撲滅	所得が1日1ドル未満の人口割合 (%)	—	
	下位20%の人口の所得又は消費割合 (%)	—	
	5歳未満児栄養失調割合 (%)	—	
初等教育の完全普及の達成	成人（15歳以上）識字率 (%)	69.3 (2005-2008年)	23 (1985年)
	初等教育就学率 (%)	39.2 (2001-2011年)	40 (1991年)
ジェンダーの平等の推進と女性の地位の向上	女子生徒の男子生徒に対する比率（初等教育）	88 (2008年)	
	女性識字率の男性に対する比率（15～24歳） (%)	71.4 (2005年)	
乳幼児死亡率の削減	乳児死亡率（出生1000件あたり）	70 (2008年)	104 (1970年)
	5歳未満児死亡率（出生1000件あたり）	109 (2008年)	124
妊産婦の健康の改善	妊産婦死亡率（出生10万件あたり）	450 (2003-2008年)	—
HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止	成人（15～49歳）のエイズ感染率 (%)	1.4 (2007年)	
	結核患者数（10万人あたり）	120 (2008年)	120
	マラリア患者数（10万人あたり）	13,934 (2000年)	
環境の持続可能性の確保	改善された水源を継続して利用できる人口 (%)	57 (2008年)	65
	改善された衛生設備を継続して利用できる人口 (%)	34 (2008年)	34
開発のためのグローバルパートナーシップの推進	債務元利支払金総額割合（財・サービスの輸出と海外純所得に占める%）	0.8 (2008年)	0.4
人間開発指数（HDI）		0.379 (2010年)	0.282

2. スーダンに対する我が国ODA概況

（1）ODA の概略

スーダンでは1980年代後半から1990年初頭にかけて国内に著しい人権侵害状況が見られたため、我が国はODA大綱の原則に照らして、1992年10月以降、緊急かつ人道的性格のものを除き、原則としてスーダンに対する援助を停止した。それ以降、我が国は国際機関を通じた緊急・人道援助を実施してきたが、それに加え、1999年より草の根・人間の安全保障無償資金協力をスーダンに導入し、保健医療、難民支援等の活動を行うNGOを通じた支援を行ってきた。2005年のCPA締結後は、国際機関経由の支援に加え、二国間支援も拡大しており、2007年7月にはJICAハルツーム駐在員事務所が再開し、ジュバに南部スーダンフィールド事務所を設置した。また、2009年3月からは1993年以降見合わせていた海外青年協力隊(JOCV)の派遣を再開した。

（2）意義

（イ）スーダンは、9か国と国境を接するアフリカ最大の国土（日本の約6.6倍）を有し、ナイル川の水利を制すると共に、紅海の自由航行にも影響を及ぼす国であり、その安定はアフリカ全体の安定にとって重要である。2005年1月に終了した南北内戦が残した傷跡は大きく、我が国は国際社会の責任ある一員として、ODA等を通じてスーダンにおける平和の定着を積極的に支援してきた。

（ロ）我が国のスーダンからの原油輸入量は、我が国の原油輸入量全体の約2.5%（2008年）を占め、平和の定着支援はスーダンの経済発展のみならず、我が国の中長期的な石油資源獲得の観点からも意義があり、積極的に支援すべきである。

（ハ）スーダンはアラビア・ゴム、綿花、家畜等の輸出が盛んであり、人口の約70%が農業に従事しているといわれている。農産物輸入国である湾岸諸国がスーダンの農業分野への投資活発化の動きをみせているように、輸出産業としての農業の可能性は高い。スーダンの農業分野の生産性拡大は、①国内収入源の多様化及び②世界的な食料安全保障の観点からも重要である。

（3）スーダンに対するODAの基本方針

（イ）我が国は、ODA大綱において平和の構築を重点課題の一つとしているほか、我が国の対アフリカ外交の基軸たるTICADプロセスにおいても、平和の定着を柱の一つとして掲げている。我が国は、2005年1月のCPA署名を受け、スーダンのみならず周辺地域の安定のためにスーダンに平和を定着させる重要性にもかんがみ、2005年以降、2010年12月現在で約5億6,000万USドルの支援を実施している。なお、CPA

最大のベンチマークである 2010 年 4 月の総選挙及び 2011 年 1 月の南部の住民投票に対しては、我が国として、UNDP 共通基金を通じてアフリカの選挙支援では最大規模の支援を実施した。

(ロ) 平和の定着支援に際しては、各地の状況の推移に即した人道支援から復興・開発への継ぎ目のない支援を通じた地域間格差の是正及び「南北統一を魅力的なオプションとする」、「南部の自立権を尊重する」との CPA の基本精神の具体化を念頭に置き、スーダン国民が等しく平和の配分を享受することが重要であるとの考え方にに基づき支援を実施している。特に、MDG 達成への貢献を念頭に置いた BHN 分野に加え、平和の定着がより持続的な開発につながるよう農業分野等を含めた支援の可能性も検討していく。

(ハ) スーダンにおいては、南北和平、ダルフル和平、東部和平と 3 つの和平プロセスが存在し、それぞれの和平プロセス、治安情勢、各地域の復興・開発の進展度合いは異なるため、これらの違いをふまえた支援を実施する必要がある。

(4) 重点分野

(イ) 紛争被災民・社会再統合支援

帰還民再定着及び再統合の促進、DDR の促進、地雷対策の強化、ダルフル人道支援

(ロ) 基礎生活の向上支援

保健医療サービスの改善、水・衛生施設整備及び維持管理能力の強化、基礎教育・技術教育及び職業訓練の提供、生活・生産基盤の復興、南部を中心としたインフラ整備

(ハ) 分野横断的課題

ガバナンス、民主化プロセス支援、行政能力向上、環境・気候変動対策

(5) その他留意点・備考点

スーダンにおいては、国際機関・NGO 連携の無償資金協力及び二国間協力（技術協力・無償資金協力）が同時期に実施されている状況にかんがみ、双方のスキームが相乗効果を発揮し、切れ目のない復興・開発支援が可能となるよう、事業の形成・実施段階において留意する。

3. スーダンにおける援助協調の現状と我が国の関与

ドナー間で協調して効果的・効率的なスーダン支援を行う枠組みとして、南北両地域それぞれに世界銀行が管理するスーダン復興信託基金（MDTF：Multi Donor Trust Fund）が CPA に基づき設置された（我が国は未参加）。南部では、援助調和化の動きがより顕著であり、「南部スーダン政府援助受入戦略」に基づき、一定支援額以上の案件は同政府の省庁間評価委員会（IMAC：Inter-Ministerial Appraisal Committee）が内容を審査するとともに、同政府の 10 の予算セクターに沿った作業グループ会合や、多くの非西欧ドナー国も含む「ドナー間調整フォーラム（Inter-Donor Coordination Forum）」等を通じ、援助協調に向けた動きが活発化している。

表－4 我が国の年度別・援助形態別実績

(単位：億円)

年 度	円 借 款	無償資金協力	技 術 協 力
2005年	—	60.19	2.03 (1.66)
2006年	—	69.46	8.27 (8.07)
2007年	—	54.07	6.99 (6.86)
2008年	—	82.77 (48.01)	12.35 (12.10)
2009年	—	102.92 (44.68)	19.09
累 計	105.00	1,177.84 (92.69)	99.64

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
 2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。ただし、無償資金協力のうち、国際機関を通じた贈与（2008年度実績より、括弧内に全体の内数として記載）については、原則として交換公文ベースで集計し、交換公文のない案件に関しては案件承認日又は送金日を基準として集計している。草の根・人間の安全保障無償資金協力と日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
 3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
 4. 2005～2008年度の技術協力においては、日本全体の技術協力事業の実績であり、2005～2008年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2009年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。

スーダン

表－5 我が国の対スーダン経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦 年	政府貸付等	無償資金協力	技 術 協 力	合 計
2005年	－	0.48	1.64	2.11
2006年	－	38.20 (37.42)	4.53	42.72
2007年	－	44.61 (43.87)	6.97	51.58
2008年	－	100.51 (97.81)	9.14	109.64
2009年	-27.63	125.09 (81.87)	13.57	111.03
累 計	21.59	787.05 (260.97)	76.29	884.90

出典) OECD/DAC

- 注) 1. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として本データブックの集計対象外としてきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上する事に改めた。()内はその実績(内数)。
 2. 政府貸付等及び無償資金協力はこれまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年中に実際に供与された金額(政府貸付等については、スーダン側の返済金額を差し引いた金額)。
 3. 技術協力は、JICAによるもののほか、関係省庁及び地方自治体による技術協力を含む。
 4. 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 5. 政府貸付等の累計は、為替レートの変動によりマイナスになることがある。

表－6 諸外国の対スーダン経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	うち日本	合 計
2004年	米国 377.61	英国 116.57	オランダ 97.61	ノルウェー 57.19	ドイツ 48.32	1.55	847.92
2005年	米国 759.04	英国 196.46	オランダ 154.77	ノルウェー 98.69	スウェーデン 45.49	2.11	1,454.75
2006年	米国 738.78	英国 215.55	ノルウェー 106.94	オランダ 96.08	カナダ 79.30	42.72	1,517.26
2007年	米国 710.45	英国 206.17	オランダ 202.51	ノルウェー 119.71	カナダ 70.78	51.58	1,664.01
2008年	米国 848.16	英国 199.16	オランダ 157.58	ノルウェー 119.84	日本 109.64	109.64	1,818.23

出典) OECD/DAC

表－7 国際機関の対スーダン経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	そ の 他	合 計
2004年	CEC 68.92	UNHCR 10.86	WFP 10.83	UNDP 10.74	UNICEF 6.99	10.58	118.92
2005年	CEC 212.80	WFP 43.81	GFATM 20.30	UNICEF 13.00	UNDP 11.59	17.16	318.66
2006年	CEC 299.41	WFP 55.94	GFATM 33.82	UNICEF 17.36	UNDP 9.42	24.25	440.20
2007年	CEC 254.68	UNICEF 18.39	GFATM 18.17	UNDP 7.45	UNFPA 5.98	28.86	333.53
2008年	CEC 277.84	GFATM 57.39	IFAD 23.99	UNICEF 17.67	WFP 13.83	68.24	458.96

出典) OECD/DAC

- 注) 順位は主要な国際機関についてのものを示している。

表ー8 我が国の年度別・形態別実績詳細

(単位：億円)

年度	円 借 款	無 償 資 金 協 力	技 術 協 力
2004年 度まで の累計	105.00億円 (内訳は、2009年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html))	808.43億円 (内訳は、2009年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html))	51.85億円 研修員受入 718人 専門家派遣 99人 調査団派遣 408人 機材供与 639.33百万円 協力隊派遣 8人
2005年	な し	60.19億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (5.68) 平和構築：スーダンにおける暫定武装解除・動員解除・社会復帰プログラム (UNDP経由) (7.64) 緊急無償 (スーダンにおける物流促進及び難民・国内避難民の帰還のための緊急支援 (WFP経由)) (10.69) 緊急無償 (スーダン南部帰還再統合プロジェクト (UNHCR経由)) (6.30) 緊急無償 (西ダルフール州における国内避難民及び帰還民支援 (UNHCR経由)) (3.25) 緊急無償 (南部スーダンにおける初等教育拡大計画 (UNICEF経由)) (9.20) 緊急無償 (スーダン国内避難民の帰還・登録のための緊急支援 (IOM経由)) (4.96) 緊急無償 (平和の定着：紛争犠牲者に対する医療支援 (ICRC経由)) (2.14) 食糧援助 (WFP経由) (2件) (8.60) 貧困農民支援 (FAO経由) (1.00) 草の根・人間の安全保障無償 (4件) (0.73)	2.03億円 (1.66億円) 研修員受入 74人 (33人) 専門家派遣 1人 (1人) 調査団派遣 25人 (20人) 機材供与 0.61百万円 (0.61百万円) 留学生受入 26人
2006年	な し	69.46億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (5.17) 緊急無償 (ダルフール問題に関するアフリカ連合 (AU) の活動に対する緊急無償資金協力 (AMIS経由)) (9.63) 緊急無償 (スーダン・ダルフール地域における人道支援に対する緊急無償資金協力 (UNICEF経由)) (5.49) 緊急無償 (スーダン・ダルフール地域における人道支援に対する緊急無償資金協力 (ICRC経由)) (1.46) 緊急無償 (南部スーダンにおける難民の帰還支援及びコミュニティ・サービス支援を中心とした帰還民再統合支援 (UNHCR経由)) (13.32) 緊急無償 (ダルフール及び南部を中心とした地域における帰還難民・国内避難民及び脆弱者を対象とした緊急食糧支援 (WFP経由)) (14.43) 緊急無償 (スーダン南西部における帰還民及び人道支援・開発のための緊急地雷・不発弾調査及び除去活動 (UNMAS経由)) (3.33) 緊急無償 (ダルフール給水関連施設整備計画に対する緊急人道支援 (ICRC経由)) (2.22) 緊急無償 (難民・国内避難民の保護・帰還再定住支援 (UNHCR経由)) (2.22) 草の根・人間の安全保障無償 (4件) (0.46) 食糧援助 (WFP経由) (9.80) 貧困農民支援 (FAO経由) (1.90) 日本NGO支援無償 (1件) (0.02)	8.27億円 (8.07億円) 研修員受入 136人 (128人) 専門家派遣 10人 (10人) 調査団派遣 26人 (26人) 機材供与 4.64百万円 (4.64百万円) 留学生受入 24人

スーダン

年度	円 借 款	無 償 資 金 協 力	技 術 協 力
2007年	な し	54.07億円 小児感染症予防計画（UNICEF経由）（5.96） 南部スーダンにおける帰還民統合及びホ スト・コミュニティ支援のための教育施設 建設計画（UNHCR経由）（9.47） 平和構築： ダルフルにおける難民及びスーダン国 内避難民の帰還及び再統合並びにキャン プ運営支援計画（UNHCR経由）（4.34） 平和構築： 南部スーダンにおける道路修復及び地雷 除去計画（WFP経由）（13.07） 日本NGO連携無償（2件）（0.88） 草の根・人間の安全保障無償（6件）（0.65） 食糧援助（WFP経由）（2件）（19.70）	6.99億円（6.86億円） 研修員受入 146人（141人） 専門家派遣 20人（20人） 調査団派遣 44人（44人） 機材供与 16.21百万円（16.21百万円） 留学生受入 27人
2008年	な し	82.77億円 スーダン共和国における小児感染症予防 計画（UNICEF経由）（6.18） スーダン共和国における武装解除・動員解 除・社会復帰計画（UNDP経由）（15.75） 食糧援助（WFP経由）（1件）（10.00） 日本NGO連携無償資金協力（3件）（1.59） 草の根・人間の安全保障無償（7件）（1.24） 国際機関を通じた贈与（7件）（48.01）	12.35億円（12.10億円） 研修員受入 179人（162人） 専門家派遣 24人（24人） 調査団派遣 32人（32人） 機材供与 108.08百万円（108.08百万円） 留学生受入 26人 （協力隊派遣）（1人）
2009年	な し	102.92億円 小児感染症予防計画（UNICEF経由）（5.33） ダルフルにおける平和構築のための教 育施設建設計画（UNICEF経由）（5.3） 平和構築（ジュバ市道路橋梁整備計画）（18.73） 平和構築（ジュバ職業訓練センター拡張計 画）（11.29） 食糧援助（WFP経由）（6.60） 緊急無償（スーダン共和国における総選 挙・民主化プロセスに対する緊急無償資金 協力）（10.33） 草の根・人間の安全保障無償（8件）（0.66） 国際機関を通じた贈与（8件）（44.68）	19.09億円 研修員受入 100人 専門家派遣 95人 調査団派遣 81人 機材供与 167.93百万円 協力隊派遣 7人
2009年 度まで の累計	105.00億円	1,177.84億円	99.64億円 研修員受入 1,282人 専門家派遣 249人 調査団派遣 611人 機材供与 936.80百万円 協力隊派遣 16人

- 注）1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。ただし、無償資金協力のうち、国際機関を通じた贈与（2008年度実績より記載）については、原則として交換公文ベースで集計し、交換公文のない案件に関しては案件承認日又は送金日を基準として集計している。草の根・人間の安全保障無償資金協力と日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
4. 「貧困農民支援」は、2005年度に「食糧増産援助」を改称したもの。
5. 「日本NGO連携無償」は、2007年度に「日本NGO支援無償」を改称したもの。
6. 2005～2008年度の技術協力においては、日本全体の技術協力の実績であり、2005～2008年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2009年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。
7. 調査団派遣にはプロジェクトファインディング調査、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。
8. 四捨五入の関係上、累計が一致しないことがある。

表－9 実施済及び実施中の技術協力プロジェクト案件（終了年度が2005年度以降のもの）

案 件 名	協 力 期 間
基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト	06. 9～09. 8
水供給人材育成計画	08. 5～11. 3
フロントライン母子保健強化プロジェクト	08. 6～11. 6
ジュバ近郊の平和の定着に向けた生計向上支援プロジェクト	09. 2～12. 2
南部スーダン戦略的保健人材育成プロジェクト	09. 3～12. 3
ダルフル及び暫定統治三地域人材育成プロジェクト	09. 6～12. 6
南部スーダン理数科教育強化プロジェクト	09.11～12.11
南部スーダン基礎的技能・職業訓練強化プロジェクトフェーズ2	10. 1～13. 2
「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト	10. 3～14. 2

表－10 実施済及び実施中の開発調査案件（開発計画調査型技術協力案件を含む）（終了年度が2005年度以降のもの）

案 件 名	協 力 期 間
ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査	05.12～08. 6
ジュバ市 交通網整備計画	08. 8～10. 2
ジュバ市 水道事業計画	08. 8～09. 9
職業訓練システム開発調査	08.10～10. 1

表－11 2009 年度協力準備調査案件

案 件 名	協 力 期 間
農業・東部支援プロジェクト準備調査	09. 1～09. 9
カッサラ市給水施設改善計画準備調査	09. 7～10. 2
ジュバ河川港拡充準備調査	10. 1～14.12
ジュバ市水供給システム改善計画準備調査	10. 2～10. 3

表－12 2009年度草の根・人間の安全保障無償資金協力案件

案 件 名
カッサラ州ニュー・ハルファ郡セツラ・マツト村接続道路整備計画
西ダルフル州アル＝ジュネイナ郡アル＝キファーハ女子小学校教育環境改善計画
地雷／爆発性戦争残存物被害者の社会経済復帰支援計画
アル＝ジャジーラ州アル＝ハサーヘイサ郡アル＝シャジャラ村給水網整備計画
カッサラ州ニュー・ハルファ郡第15村落給水網改修計画
アル＝ジャジーラ州ナジャロ村アリー・イブン・アビー・ターリブ小学校改修計画
西エクアトリア州有権者教育支援計画
ガダーレフ州緊急地雷回避教育支援計画

プロジェクト所在国 スーダン

